

議案第34号

東広島市立図書館管理運営規則の一部改正について

東広島市立図書館管理運営規則の一部を改正することについて、次のとおり提案する。

令和3年12月23日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

市立図書館における図書館資料の貸出冊数の変更及び電子書籍の貸出等について所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和4年2月15日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市立図書館設置及び管理条例（平成27年東広島市条例第43号）
第15条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

東広島市立図書館管理運営規則（平成4年東広島市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条～第9条」を「第4条―第9条」に、「第10条～第13条」を「第10条―第13条」に、
「第6節 視聴覚資料（第18条～第20条）
第7節 複写（第21条～第24条）」を「第6節 複写（第18条―第21条）」に、「第25条～第27条」を「第22条―第24条」に、「第28条」を「第25条」に改める。

第4条の見出しを「（貸出しの対象者等）」に改め、同条中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「次に掲げる者（電子書籍の貸出しにあつては、第1号及び第2号に掲げる者）」に改め、同条第4号中「第5条」を「次条」に、「第21条第1項」を「第18条第1項」に、「第24条第3号」を「第21条第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書館利用申込書を館長に提出し、利用券の交付を受けた後、当該利用券により申し込まなければならない。

第5条の見出しを「（郵送貸出し）」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条第1号又は第2号に該当する者で身体の障害等の理由により図書館に来館することが困難であると館長が認めたものは、郵送による図書館資料（電子書籍

及び視聴覚資料を除く。第7条において同じ。)の貸出し(以下この節において「郵送貸出し」という。)を受けることができる。

第5条第2項中「郵送による図書館資料(視聴覚資料を除く。第7条において同じ。)の貸出し(以下「郵送貸出し」という。)」を「郵送貸出し」に改め、同条第3項を削る。

第7条の見出し中「冊数」を「貸出資料の数」に改め、同条本文中「冊数」を「数」に改め、「、各図書館ごとに」を削り、「5冊以内(郵送貸出しによる場合又は移動図書館を利用する場合については、1人につき10冊以内)」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数」に改め、同条ただし書中「冊数」を「当該数」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 図書及び雑誌 10冊以内
- (2) 電子書籍 3点以内
- (3) 視聴覚資料 3点以内

第10条中「家庭又は地域を中心として主体的に読書活動を行う」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市内の教育機関又は保育施設
- (2) 家庭又は地域を中心として主体的に読書活動を行う団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が適当と認める団体

第12条の見出し中「冊数」を「貸出資料の数」に改め、同条本文中「冊数」を「数」に、「50冊以内」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数」に改め、同条ただし書中「期間」を「当該期間」に、「冊数」を「当該数」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 図書及び雑誌 50冊以内
- (2) 視聴覚資料 3点以内

第2章第6節を削る。

第2章第7節中第21条を第18条とし、第22条から第24条までを3条ずつ繰り上げ、同節を同章第6節とする。

第3章中第25条を第22条とし、第26条を第23条とし、第27条を第24条とする。

第4章中第28条を第25条とする。

附 則

- 1 この規則は、令和4年2月15日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、この規則の施行の日以後に貸出しを受ける図書館資料について適用し、同日前に貸出しを受けた図書館資料については、なお従前の例による。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 図書館奉仕</p> <p>第1節 通則（第3条）</p> <p>第2節 個人貸出し（第4条～第9条）</p> <p>第3節 団体貸出し（第10条～第13条）</p> <p>第4節 移動図書館（第14条・第15条）</p> <p>第5節 集会施設の使用（第16条・第17条）</p> <p>（削る）</p> <p><u>第6節 複写（第18条～第21条）</u></p> <p>第3章 図書館資料の寄贈及び寄託（第22条～第24条）</p> <p>第4章 雑則（第25条）</p> <p>附則</p> <p>第2章 図書館奉仕 <u>（貸出しの対象者等）</u></p> <p>第4条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者（電子書籍の貸出しにあっては、第1号及び第2号に掲げる者）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、館長（図書館の管理を法人その他の団体であつて教育委員会が指定する指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者。次条から第9条まで、第11条、第12条、第15条、第17条、<u>第18条第1項及び第21条第3号</u>において同じ。）が適当と認めた者</p> <p><u>2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書館利用申込書を館長に提出し、利用券の交付を受けた後、当該利用券により申し込まなければならない。</u></p> <p><u>（郵送貸出し）</u></p> <p>第5条 前条第1号又は第2号に該当する者で身体の障害等の理由により図書館に来館することが困難であると館長が認めたものは、郵送による図書館</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 図書館奉仕</p> <p>第1節 通則（第3条）</p> <p>第2節 個人貸出し（第4条～第9条）</p> <p>第3節 団体貸出し（第10条～第13条）</p> <p>第4節 移動図書館（第14条・第15条）</p> <p>第5節 集会施設の使用（第16条・第17条）</p> <p><u>第6節 視聴覚資料（第18条～第20条）</u></p> <p><u>第7節 複写（第21条～第24条）</u></p> <p>第3章 図書館資料の寄贈及び寄託（第25条～第27条）</p> <p>第4章 雑則（第28条）</p> <p>附則</p> <p>第2章 図書館奉仕 <u>（貸出しの対象者）</u></p> <p>第4条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、館長（図書館の管理を法人その他の団体であつて教育委員会が指定する指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者。第5条から第9条まで、第11条、第12条、第15条、第17条、<u>第21条第1項及び第24条第3号</u>において同じ。）が適当と認めた者</p> <p><u>（貸出しの手続）</u></p> <p>第5条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書館利用申込書を館長に提出し、利用券の交付を受けた後、当該利用券により申し込ま</p>

新	旧
<p>資料（電子書籍及び視聴覚資料を除く。第7条において同じ。）の貸出し（以下この節において「郵送貸出し」という。）を受けすることができる。</p> <p>2 郵送貸出し ______を受けようとする者は、郵送貸出利用申込書に必要な書類を添えて館長に提出しなければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>（貸出期間及び貸出資料の数）</p> <p>第7条 図書館資料の貸出期間は、2週間以内（郵送貸出しの場合については30日以内（郵送に要する日数を含む。）、移動図書館については次の巡回日まで）とし、貸出しを受けることができる数<u>は</u>______、1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数______とする。ただし、館長が必要と認めたときは、当該期間及び当該数を別に指定することができる。</p> <p>(1) 図書及び雑誌 10冊以内</p> <p>(2) 電子書籍 3点以内</p> <p>(3) 視聴覚資料 3点以内</p> <p>（貸出しの対象）</p> <p>第10条 図書館資料の貸出しを受けることができる団体は、次に掲げる______団体とする。</p> <p>(1) 市内の教育機関又は保育施設に属する団体</p> <p>(2) 家庭又は地域を中心として主体的に読書活動を行う団体</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が適当と認める団体</p> <p>（貸出期間及び貸出資料の数）</p> <p>第12条 図書館資料の貸出期間は、1か月以内（移動図書館については、次の巡回日まで）とし、貸出しを受けることができる数<u>は</u>、1団体につき、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、館長が必要と認めたときは、期間及び当該数を別に指定することができる。</u></p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p>2 郵送による図書館資料（視聴覚資料を除く。第7条において同じ。）の貸出し（以下「郵送貸出し」という。）を受けようとする者は、郵送貸出利用申込書に必要な書類を添えて館長に提出しなければならない。</p> <p>3 郵送貸出しの対象者は、前条第1号又は第2号に該当する者で身体の障害等の理由により図書館に来館することが困難であると館長が認めたものとする。</p> <p>（貸出期間及び冊数______）</p> <p>第7条 図書館資料の貸出期間は、2週間以内（郵送貸出しの場合については30日以内（郵送に要する日数を含む。）、移動図書館については次の巡回日まで）とし、貸出しを受けることができる冊数は、<u>各図書館ごとに、1人につき5冊以内（郵送貸出しによる場合又は移動図書館を利用する場合には、1人につき10冊以内）とする。ただし、館長が必要と認めたときは、当該期間及び冊数を別に指定することができる。</u></p> <p>（貸出しの対象）</p> <p>第10条 図書館資料の貸出しを受けることができる団体は、<u>家庭又は地域を中心として主体的に読書活動を行う団体とする。</u></p> <p>（貸出期間及び冊数______）</p> <p>第12条 図書館資料の貸出期間は、1か月以内（移動図書館については、次の巡回日まで）とし、貸出しを受けることができる冊数は、1団体につき<u>50冊以内</u>とする。ただし、館長が必要と認めたときは、期間及び冊数<u>を別に指定することができる。</u></p>

新	旧
<p>(1) <u>図書及び雑誌 50冊以内</u> (2) <u>視聴覚資料 3点以内</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>第6節 複写</u> (複写の手続) <u>第18条</u> (略)</p> <p>(著作権法の遵守) <u>第19条</u> (略)</p> <p>(取扱時間) <u>第20条</u> (略)</p> <p>(複写の制限) <u>第21条</u> (略)</p> <p>(寄贈及び寄託) <u>第22条</u> (略)</p>	<p><u>第6節 視聴覚資料</u> <u>(貸出期間及び数量)</u> <u>第18条</u> <u>視聴覚資料の貸出期間は、2週間以内とし、同時に貸出しを受けることができる光ディスク、カセットテープ、ビデオテープ等は、3点以内とする。</u> <u>2 視聴覚資料は、郵送貸出しを行わないものとする。</u> <u>(利用場所)</u> <u>第19条</u> <u>図書館内で視聴覚資料を利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。</u> <u>(規定の準用)</u> <u>第20条</u> <u>第4条、第5条第1項、第6条、第8条及び第9条の規定は、視聴覚資料の個人貸出しについて、第6条及び第8条から第11条までの規定は、視聴覚資料の団体貸出しについて準用する。</u></p> <p><u>第7節 複写</u> (複写の手続) <u>第21条</u> (略)</p> <p>(著作権法の遵守) <u>第22条</u> (略)</p> <p>(取扱時間) <u>第23条</u> (略)</p> <p>(複写の制限) <u>第24条</u> (略)</p> <p>(寄贈及び寄託) <u>第25条</u> (略)</p>

新	旧
<p>(経費の負担) <u>第23条</u> (略)</p> <p>(賠償責任) <u>第24条</u> (略)</p> <p>(委任) <u>第25条</u> (略)</p>	<p>(経費の負担) <u>第26条</u> (略)</p> <p>(賠償責任) <u>第27条</u> (略)</p> <p>(委任) <u>第28条</u> (略)</p>